

# 新しいセーフティネット

## ④ 臨時特例つなぎ資金貸付



### 制度の趣旨

離職などに伴って住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資、住宅手当、総合生活資金貸付、生活保護等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしています。

「臨時特例つなぎ資金貸付」は、こうした公的な給付・貸付制度等の申請から資金の振込までの間の生活に困窮している住居のない方が、社会福祉協議会から、その間の当座の生活費の貸付を受けることができる制度です。

### 申請窓口

臨時特例つなぎ資金貸付の申請窓口は、新しく賃貸住宅を確保しようとする地域を管轄する市町村の社会福祉協議会です。

### 貸付の条件

#### ① 貸付の対象者

臨時特例つなぎ資金貸付は、住居のない離職者であって次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ①雇用保険、失業等給付、訓練・生活支援給付、住宅手当、生活保護等の公的給付または就職安定資金融資、総合支援資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている方であり、かつ当該給付・貸付等の開始までの生活に困窮している方
- ②金融機関の口座をお持ちの方

### 貸付の手続きの流れ

臨時特例つなぎ資金貸付を希望される方は、次の書類を整えて市町村の社会福祉協議会に借入申込みをしてください。

- Ⓐ 借入申込書
- Ⓑ 公的給付・貸付の申請が受理されていることを証明する書類
- Ⓒ 借入申込者の名義の金融機関の預金通帳
- Ⓓ 借用書
- Ⓔ 印鑑

手続きを迅速に行うため、まず公的給付・貸付の申請窓口において臨時特例つなぎ資金を利用したい旨をお申し出いただき、先にⒷの書類の交付を受けてください。

#### ② 貸付条件

貸付限度額は10万円以内。

連帯保証人は不要。貸付利子は無利子

#### ③ 償還

申請中の公的給付・貸付を受けられることが決定し、資金の振込等が行われた時点で即時一括または分割で償還を行います。

# 新しいセーフティネット

## F 就職活動困難者支援事業



### 制度の趣旨

「就職活動困難者支援事業」は、事業主都合の離職に伴って住居を喪失し就職活動が困難となっている方を対象として、民間職業紹介事業者により、住居の提供、生活費等の支給、再就職支援を受けることができる制度です。

### 申込窓口

就職活動困難者支援事業の申込窓口は、新しく賃貸住宅を確保しようとする地域を管轄するハローワークです。（※実施していない都道府県もあります。）

### 支援の条件

#### ① 支援の対象者

就職活動困難者事業は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）による離職をしている方
- ② 雇用保険の受給資格がない方
- ③ ①の離職が理由で住居喪失状態となっており、就職活動に支障が生じていると認められる方（引き続き事業主が住居を無償で提供している場合には、提供が終わり当該住居から退去せざるを得なくなった方も含む。）
- ④ ①の離職後6ヶ月未満である方
- ⑤ 常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
- ⑥ 民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

#### ② 支援の内容

就職活動のひとつとして、民間職業紹介事業者による次のサービスを無料で受けることができます（支援期間は3ヶ月間）。

- ① 再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等
- ② 求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ③ 住居の提供、生活・就職活動費（3ヶ月で30万円）の支給などの住居・生活支援
- ④ 就職後の職場定着のためのサポート

### 支援の手続きの流れ

就職活動困難者支援事業による支援を希望される方は、最寄りのハローワークへ電話にて当該事業の実施の有無について確認の上、窓口にお越しいただき、手続きの説明と申込みに必要な確認書類の用紙の交付を受けてください。

- Ⓐ 「離職・住居喪失証明書（様式2）」
- 「住居喪失状況申立書（様式2の2）」

様式2については、離職された事務所に証明してもらってください。様式2の2については、ご自分で記入していただきます。



その後、これらの書類に

- Ⓑ 本人確認書類（運転免許証等）
- Ⓒ その他要件確認のためハローワークが求める書類を添えて、ハローワークの窓口に提出をして確認を受け、
- Ⓓ 「就職活動困難者支援事業利用申込書（様式3）」を提出していただくことになります。
- Ⓔ 印鑑



その後、おおむね1週間程度で、住居への入居や再就職支援を受けることが可能となります。

# 新しいセーフティネット

## G 長期失業者支援事業

### 制度の趣旨

「長期失業者支援事業」は、長期にわたって失業状態にある方を対象として、民間職業紹介事業者により、再就職支援を受けることができる制度です。事業により再就職支援を受ける方のうち、生活・就職活動費の支援が必要な方に対しては、労働金庫から「生活・就職活動費」の貸付を受けることもできます。

### 申込窓口

長期失業者支援事業の申込窓口は、現在の住所（住居のない方の場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄するハローワークです。  
(※実施していない都道府県もあります。)



### 支援の条件

#### ① 支援の対象者

長期失業者支援事業は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。（貸付を希望しない方の場合、④⑤は問いません。）

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

#### ② 支援の内容

民間職業紹介事業者による、カウンセリング・講習等、求人情報の提供、職業紹介等、就職後の職場定着のためのサポートを受けることができます（支援期間は6ヶ月間）。

#### ③ 貸付の条件

労働金庫から貸付けられる「生活・就職活動費」の貸付や返済・返済免除の条件は、「就職安定資金融資」の「生活・就職活動費（常用就職活動費）」に準じます（貸付上限額：月15万円×6ヶ月 ※返済免除あり）。

### 支援の手続きの流れ

長期失業者支援事業による支援を希望される方は、最寄りのハローワークへ電話にて当該事業の実施の有無について確認の上、窓口にお越しいただき、手続きの説明と申込みに必要な確認書類の用紙の交付を受けてください。

#### ① 「長期失業者支援事業利用申込書（様式2）」

様式2については、ハローワークにおいて対象要件を確認した上で、ご自分で記入していただきます。



② 後日「長期失業者支援事業利用通知書」が通知されます。その後、生活費等が不足している場合、ハローワークにおいて、貸付申請に必要な書類の交付を受けてください。

#### ③ 「収入等申告書（様式3の3の1）」

様式3の3の1については、ご自分で事実を記入していただきます。



その後、これらの書類に、

- 顔写真（縦4×横3cm・2枚）
- 本人確認書類（運転免許証等）
- その他要件確認のためハローワークが求める書類
- 印鑑

を添えて、ハローワークの窓口に提出して確認を受け、その後、労働金庫の店舗へ出向いて貸付の申込みをしていただくことになります。

# Y 生活保護



## 制度の趣旨

「生活保護」は、生活に現に困窮している方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的とした制度です。

## 申請窓口

生活保護の申請窓口は、現在の住所または居所を管轄する自治体の福祉事務所です。

## 保護の内容

### ① 対象者

生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方を対象とします。

※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が生活保護の適用の要件となります。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先されます。

### ② 保護の要否の判定と支給される 保護費の額

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して収入が最低生活費に満たない場合に保護が適用されます。最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

### ③ 保護の種類と内容

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助があります。

#### ■平成21年度生活扶助基準額の例

|                        | 東京都区部等   | 地方郡部等    |
|------------------------|----------|----------|
| 標準3人世帯<br>(33歳、29歳、4歳) | 167,170円 | 130,680円 |
| 母子世帯<br>(30歳、4歳、2歳)    | 157,800円 | 125,670円 |

※上記額に加えて、家賃、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付されます。

## 生活保護の手続きの流れ

生活保護の相談から申請、支給に至る主な手続きの流れは下記のとおりです。

### 事前の相談

- 生活保護制度の説明
- 生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策活用の可否の検討



### 保護の申請

- 預貯金、保険、不動産の資産調査
- 扶養義務者による扶養の可否の調査
- 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- 就労の可能性の調査



### 保護費の支給

- 最低生活費から収入を引いた額を支給
- 世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- 収入、資産等の届出の受理、課税台帳との定期的な照合などを実施
- 就労の可能性のある方への就労指導

## (参考) 職業訓練の概要

### ① 雇用保険を受給中の方のための職業訓練

雇用保険受給者は、ハローワークからの受講指示を受けて、再就職に必要な技能及び知識を習得するための「公共職業訓練(離職者訓練)」を無料で受講することができます。

※なお、雇用保険を受給できない方を対象とした「基金訓練」についても、公共職業訓練に適切な訓練がない場合などは、ハローワークの受講勧奨を受けて受講できることがあります。

### ② 雇用保険を受給できない方のための職業訓練

雇用保険を受給できない求職者の方(フリーター・パートタイマーなどで雇用保険に加入していなかった方、学生だったが就職できなかった方、受給を終了した方などを含む)は、ハローワークからの受講勧奨を受けて、パソコン等の技能の習得のための訓練(3ヶ月)や、医療・介護・福祉、情報処理、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための訓練(3ヶ月~1年)などの「基金訓練」を、無料で受講することができます。

※1 「公共職業訓練」は雇用保険受給者が優先ですが、空きがあれば雇用保険の受給資格のない方も、ハローワークの受講推薦を受けて受講できます。

※2 「基金訓練」及び「公共職業訓練」について、職業訓練の種類により、複数の訓練を連続して受講ができる場合がありますが、それ以外の場合には、最初の訓練終了後1年以上の間隔をおく必要があります。

### 非正規労働者・ニート・入所選考からはずれた方などのための訓練

就業経験が乏しく、または職業能力開発機会に恵まれなかつた方で、直ちに実践的な職業訓練等を受講することが困難な方のために、コミュニケーション能力等の向上、基礎的なパソコン能力の向上、簡単なものづくりの基礎などを学べる平易かつ基礎的な訓練コース(橋渡し訓練・基金訓練による基礎演習コース)も用意されています。

### ③ 職業訓練を受けるための手続き

求職者の方が「公共職業訓練」「基金訓練」を受けるための手続きは以下のとおりです。

まず、ハローワークに求職申込みを行い、職業相談を行います。



職業相談の結果、再就職のために職業訓練の受講が必要と認められる場合は、適性・能力を踏まえて、訓練コースを選びます。(ハローワークにおいて、受講可能な訓練情報を一覧にして、情報提供しています。)



「公共職業訓練」についてはハローワークを通じて実施機関に、「基金訓練」については、民間の訓練実施機関にその訓練コースの受講申込みをします。

受講に当たっては、一定の選考(面接・筆記問題等)が行われる場合もあります。



職業訓練実施機関の選考により、受講生として選定されると、ハローワークから受講指示書、受講推薦書または受講勧奨通知書が発行されます。



職業訓練を開始します。